

平成29年第2回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年2月2日(木) 13時30分から14時42分

2. 開催場所 香美市役所 3階会議室

3. 出席委員 (18名)

会長	19番 原 心一				
会長職務代理	3番 公文 久郎	5番 森安 正			
委員	1番 三谷 富重	2番 大岸 高晴	4番 三木 克司		
	6番 水田 義郎	7番 上島 陽子	8番 岡田 修一		
	10番 宗石 和彦	11番 横山 実男	12番 西岡 久		
	13番 堤 昭雄	14番 西村 広幸	15番 小松 和啓		
	16番 門脇 節夫	17番 山崎 彰	18番 小松 源一		

4. 欠席委員 (1名) 9番 村田 正博

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	第3号	非農地証明願いについて
	第4号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第5号	農地法第5条の規定による届出取消報告について
	第6号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第7号	使用貸借終了農地返還通知について(報告)
	第8号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務次長	西村 安史
農地主幹	井上 和佳
農地主幹	山中 詩麻
農地係長	伊井 英智

7. 会議の概要

開 会 (13時30分)

議 長

それでは、すみません、定刻より何秒か前ですけど、全員が揃ってますので本日の会を開催をしたいと思います。皆さん方には大変お忙しい中、こうしてご出席いただきましてありがとうございます。今日はまた推進委員の皆さん方も多数ご出席をいただきましてありがとうございます。ええ、皆さん方にも先月の会でちょっとお話をさせていただきましたが、高知大学の緒方教授、そして県の農業会議の田中さんにですね、ご出席をいただいています。まあ、私たちの委員会が県下でも一番最初に新しい制度になった委員ということで、是非、どういう進めかたをしゅうのか是非、参考のために出席をさせて下さいという風な事がありましたので、快くご出席をいただきました。まあ、後でですね、ご意見等あればですね、ええ、いただけたら非常にありがたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

あの、それではただ今より29年の2月の会、第2回目の会になりますが、進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案に沿いましてですね、順次進めて参りたいと思いますが、本日

の議事録の署名人につきましては、公文さんと三木さんをお願いをしますので、よろしく願いをいたします。

本日、欠席の連絡が入っておりますのは村田委員さんが風邪のためという事で欠席の届けが出ております。定足数には充分達しておりますので、本日の会を進めて参りたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

議案訂正がございますので、少し事務局のほうから訂正の説明をさせていただきます。

事務局 議案書の3ページをお願いいたします。1番の[]さんの案件でございますが、これを削除していただきたいと思っております。まあ、第3回の定例会で提案になるかとは思いますが、今回は削除をお願いいたします。以上です。

議長 はい、それでは議案に沿いまして、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を事務局よりお願いをいたします。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。
1番、譲渡人、[]、[]、譲受人、[]、[]、申請地は土佐山田町影山字櫻屋敷309番1、地目は田、面積は195㎡、外1筆計2筆で合計201.61㎡、譲受人の耕作面積は12,992㎡、譲渡理由は高齢化、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、資料は1、10a当り248,003円で総額50,000円です。

2番、譲渡人、[]、[]、譲受人、[]、[]、申請地は土佐山田町山田字西ノ芝1548番1、地目は田、面積は403㎡、譲受人の耕作面積は18,825.92㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、資料は2、10a当り1,000,000円で総額403,000円です。

3番、譲渡人、[]、[]、譲受人、[]、[]、申請地は土佐山田町加茂字鳴瀧521番、地目は畑、面積は99㎡、外1筆計2筆で合計194㎡、譲受人の耕作面積は9,624㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は3、10a当り214,000円で総額41,516円です。

4番、譲渡人、[]、[]、譲受人、[]、[]、申請地は香北町岩改字栗屋敷1569番、地目は田、面積は5,069㎡、外4筆計5筆で合計7,965㎡、譲受人の耕作面積は89,784.99㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は4、10a当たり200,000円で総額1,593,000円です。

5番、譲渡人、[]、[]、譲受人、[]、[]、申請地は香北町太郎丸字後口屋式712番10、地目は宅地、現況畑、面積は177.80㎡、譲受人の耕作面積は5,246.35㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は耕作利便、権利の種類は所有権移転売買、資料は5、10a当たり1,124,860円で総額200,000円です。

6番、譲渡人、[]、[]、譲受人、[]、[]、申請地は物部町黒代字杉ノ株375番1、地目は田、面積は243㎡、外2筆計3筆で合計610.41㎡、譲受人の耕作面積は1,725.67㎡、譲渡理由は親族への贈与、譲受理由は親族より受贈、権利の種類は所有権移転贈与、資料は6です。

7番、譲渡人、[]、[]、譲受人、[]、[]、申請地は物部町猪佐古字

西ヤシキ252番、地目は田、面積は168㎡、外3筆計4筆で合計735㎡、譲受人の経営面積は1,725.67㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は7で、10a当たり544,217円で総額400,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと思われま

議長

はい、以上説明が終わりましたが、すみません■の案件がありますので、その件だけ先に公文さんに代理を務めていただきまして、2番の審議のみを先に行っていたきたいですので、よろしく願いをいたします。

—— 議長 退席 ——

職務代理

ええ、ただ今、関係する案件という事で、議長の会長であります■さんが退席いたしましたので、議案第1号、2番の件につきまして審議を行いたいと思いません。ええ、説明がありましたので、この件に関しまして質疑のある方はありませ

委員(16番)

構いません。

職務代理

はい。

委員(16番)

この土地について、県外の方ですが、今まで耕作はどなたがやっていたのですか。ちょっと事務局分かん。

事務局

あの、今まではちょっと分かりかねるんですが、最近までちょっと草が生えて荒れていたということで、隣接地を所有している■委員が、隣という事でこういう話になったというようです。

委員(16番)

現在は放置されておったのを。

事務局

多分、ずっとかどうかはちょっと分かりかねますけど、直近まではちょっと草が生えてたという事です。

委員(16番)

まあ、そのままじゃいかんという事で、はい、分かりました。

委員(14番)

何年もいながらおいちよったというわけではない、昨年からちょっと草が生えちよったですけど、昨年、一昨年まではずっと、誰かに貸して作らした。

職務代理

ええ、他にありませんか。

—— 質疑 な し ——

職務代理

質疑もないようですので、それでは採決に入りたいと思いますが、異議ありませんか。

—— 異議 な し ——

職務代理

異議がないようですので、この件につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 全 員 挙 手 ——

職務代理 はい、どうも。挙手全員でありますので、この件につきまして決定をいたしました。

—— 議 長 着 席 ——

議 長 ええと、議案第1号、農地法3条の件ですが、他の件につきまして、皆さん方からご質問があれば受けたいと思いますので、よろしく願いをします。何か質問はありませんか。

委員(16番) はい。

議 長 はい、どうぞ。

委員(16番) 6番と7番の■■■さんのことについて、ちょっと説明をいただきたいのですが、■■■さんは高知市ということで親から相続を受けてますが、その下の7番は売買という事でまあ規模拡大になっているわけですが、市外という事であとの耕作、どういう形で耕作ができますか。

事 務 局 耕作計画書においてはですね、新しい農地において柚子を栽培する予定になっております。で、6番と7番の議案が同時にですね可決されないと下限面積が足りない方でそのように事になっています。

委員(16番) これは、通うて、そこにお父さんか・・・。

事 務 局 計画ではですね、通って栽培することになっております。

委員(3番) はい、その件につきまして、ちょうどその地区の担当の農業委員ですので、この間、現地を見てきました。本人にも会いまして、話も聞いて来ました。娘さんが間もなく退職するという事で、是非、柚子を戻って作りたいというような希望があるようです。そのために柚子を植えるという事で、周辺の農地につきましても、一応話はしておると、同意書はもらう必要はないというようなことでもらってないですが、許可も出ておるという話を聞いております。

議 長 門脇君、そういう答弁でしたが、構いませんか。

委員(16番) はい。

議 長 他に何かありませんか。

—— 質 疑 な し ——

議 長 ええと、他にないようでしたら採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

—— 異 議 な し ——

議 長 はい、それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請ですが、賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長

はい、全員賛成です。ありがとうございました。
続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。
2番、申請者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は香北町岩改字新屋敷2083番、地目は田、面積は798㎡の内6.10㎡、転用目的は個人墓、建築延面積は6.10㎡、区域区分はその他、開発行為は不要。資料は9、調査員は小松 和啓委員です。
なお、この土地は中山間地域の小規模な農地集団内の端に位置し、傾斜地で生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。以上です。

議 長

はい、すみません、調査員の小松さん補足説明をお願いします。

委員(15番)

はい、これは香北野市線の途中にある分ですが、場所的には岩改の一番奥の端なんですけれども、資料9-1を見て頂いたら、県道に沿って狭い段差があるこの石垣の下に残ったような土地ですけど、これ長い面にずっとなっておりますけど、幅も狭く耕作不適地だと思われま。そして、上の方に2箇所黒いのが見えておりますが、これが現在ある墓地です、二基の墓地があります。これのまあ同じ圃場の隅のほうに新しく、XXXXXXXXXXさんが先祖の墓を移転するという事です。周囲は、家はまあ近くに無くて、農地の方の了承も得ているので、問題ないと思います。

議 長

はい、補足説明も終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか。

—— 質 疑 な し ——

議 長

格段質問ないようですが、採決に入りますが、ご異議ございませんかね。

—— 異 議 な し ——

議 長

はい、それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてですが、賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長

はい、全員賛成です。ありがとうございました。
ええ、続きまして、議案第3号、非農地証明願いについての説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第3号、非農地証明願いについて説明します。
1番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町平山字安楽寺219番1、地目は畑、面積は150㎡、非農地化した理由は、昭和58年に宅地に隣接する農地に倉庫を建て、現在に至る。資料は10、調査員は三木委員です。
2番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町山田字秋葉ノ東1589番6、地目は畑、面積は45㎡、非農地化した理由は、昭和44年に、鉄骨造平家建の車庫の一部、木造平家建の物置の一部が建築され、隣接する1588番2と1589番5の宅地と一体として利用し、現在に至る。資料は11、調査員は西村委員です。

3番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町加茂字鳴瀧514番、地目は畑、面積は79㎡、外1筆計2筆で174㎡、非農地化した理由は、昭和45年に、周囲が山林となり、当該地も雑木や竹が生育し山林となり、現在に至る。資料は12、調査員は村田委員です。

4番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町宮ノ口字東丸南239番2、地目は畑、面積は104㎡、外1筆計2筆で合計678㎡、非農地化した理由は、平成9年、高知工科大学の開学に伴い、学生向けの月極駐車場用地として使用し、現在に至る。平成14年1月30日、農地法第4条の転用許可を受けている。資料は13、調査員は大岸委員です。

5番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は土佐山田町楠目字池ノ下2704番、地目は田、面積は280㎡、非農地化した理由は、周囲が山林で耕作条件が悪く、昭和42年頃から耕作放棄。原野化し、現在に至る。資料は14、調査員は堤委員です。

6番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町美良布字北ノベ567番、地目は田、面積は126㎡、非農地化した理由は、平成7年頃、農地が自宅から遠くにある、農機具を格納するため、また、作業場、駐車場として使用し、現在に至る。資料は15、調査員は小松 和啓 委員です。

7番、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は物部町大栃字庄司屋式2308番1、地目は畑、面積は121㎡、外1筆計2筆で合計171㎡、非農地化した理由は、平成8年12月25日に[REDACTED]と賃貸契約を結んだ後、[REDACTED]が展示場を建築し、現在に至る。資料は16、調査員は山崎委員です。以上です。

議 長 はい、以上説明が終わりましたので、補足委員さんから順次、補足説明をお願いいたします。1番、三木さん。

委員(4番) 資料の10ですけれども、ヤッコネギの調整作業等の作業を行っておりまして、周囲の田んぼも自分ところの土地なので、特に構わないと、同意の判を押しました。

議 長 すみません、2番。

委員(14番) 資料の11ですけど、写真の右は申請人の家でありまして、それと左の高い木が植わっているところがこの申請人の両親が住んでる家があります。ええ、その間に、お父さんお母さんが農業やりましたので、そのために鉄骨とその木の向こうに木造の倉庫を建てておりまして、ちょっと、今度家をやるという事で、その関係で畑という事が出てきました。それと地図で右の、申請地の右の[REDACTED]さんの所ももう宅地がありまして、両方、申請人の両方のところも宅地でありますので、問題はないと思います。

議 長 ええと、3番、今日欠席ですので、事務局のほうから報告します。

事務局 備考の書いてある通りで、村田委員が子供の頃から竹が生い茂っており、周辺も山林であるため問題ないと思われまして、という事でしたので報告させていただきます。

議 長 はい、4番、大岸委員。

委員(2番) あの、資料13を見ていただいたらいいですけど、舗装した駐車場になってます。問題ないと思います。

議 長 はい、ええと、5番、堤委員。

委員(13番) ええと、資料14をご覧ください。ここは、枠内の右側の山林みたいな竹がいっぱい生えてますが、元々はこういう感じやったがですけど、もうすでにこの水路の工事をするために、楠目土地改良区がちょっと木を切って車を入れるように今しちゅうところながですけど、まあ、元々はこういう形、上の竹林みたいな感じだったので問題はないと思います。

議長 ええと、6番、小松委員さん。

委員(15番) ええと、資料15番ですけど、今から二十数年前に農地から駐車場にされたわけですけど、当然その時も近隣の承諾は得ちゅうと思いますが、今回の件も再確認をしておりますので問題ないと思われます。現在はニラの作業場と駐車場ということになっております。

議長 ええと、7番、山崎委員。

委員(17番) 写真を見た通りと内容は備考に書いてある通りですが、当時の農業委員さんから、この土地はもう非農地になっちょうという事を言われて、展示場を建てたそうです。今回、買うようになって調べたところまだ農地やったという事です。

議長 はい、以上、補足説明も終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか。ええと何かご質問はありませんかね。

まあ、写真見ますと資料14についてはですね、充分耕作が出来そうな感じにも見受けられますけれども、補足説明をした堤さんの言われる通り、これから先水路の改修とか色々な問題がでてくると思います。楠目土地改良区も大変ご苦労されちゅうと思いますが、こういう事でどうしても建設にあたっては作業場が必要ということであって、竹を伐採してですねそういう風にされちゅうと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

何か他にありませんか。格段ないですかね。

—— 質 疑 な し ——

議長 格段ないようですので、議案第3号の非農地証明願いについての採決に入っていきたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

—— 異 議 な し ——

議長 それでは、議案第3号、非農地証明願いにつきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 全 員 挙 手 ——

議長 はい、全員賛成です。ありがとうございました。

続きまして、議案第4号、農地法18条第6項解約通知報告についての説明をお願いいたします。

事務局 はい、報告第4号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明します。

1番、貸人、
、借人、
、申請地は土佐山田町字カラ堀曲リ326番12、
地目は田、面積は330㎡、合意解約の成立日、解約日、引渡日ともに平成28年12月14日、解約理由は、病気等で労力不足です。

2番、貸人、
、
、

借人、
申請地は物部町押谷字カミクボ1074番8、地目は畑、面積は69㎡、外2筆計3筆で合計207㎡、合意解約の成立日、解約日、引渡日ともに平成28年12月24日、解約理由は借り手の変更です。以上です。

議長 はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問ありませんか。格段ありませんかね。

—— 質 疑 な し ——

議長 ないようですので、この件につきましては報告案件ですので、報告のみとさせていただきます。

続きまして、議案第5号、農地法第5条の規定による届出取消報告についての説明をお願いいたします。

事務局 報告第5号、農地法第5条届出取消報告について説明します。

1番、譲渡人、
申請地は土佐山田町宝町3丁目50番、地目は畑、面積は287㎡、転用目的は軽量鉄骨造平屋建住宅、建築延面積は100㎡、取消理由は申請地の境界が隣接所有者と合意できないことによる契約解除、受理日は平成28年7月21日、権利の種類は所有権移転売買でした。以上です。

議長 ええと、説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。ええと、格段ありませんかね。

—— 質 疑 な し ——

議長 ないようですので、この件につきましても報告案件ですので、報告のみとさせていただきます。

ええ、続きまして、議案第6号、香美市農用地利用集積計画についての諮問があります、説明をお願いします。

事務局 諮問第6号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明します。

まず8ページの所有権移転の分について説明します。

1番、譲渡人、
譲受人、
申請地は土佐山田町山田字時子石2213番、地目は田、面積は3,301㎡、譲受人の経営面積は12,805㎡、権利区分は所有権移転売買、支払方法は口座振替、対価は4,020,000円、利用目的はニラ、資料は17で、農地流動化事業による所有権移転となります。
続きまして、9ページの貸借分について説明します。

1番、貸付人、
借受人、
申請地は土佐山田町大平字ヨコマクラ129番1、地目は田、面積は395㎡、借受人の経営面積は7,841㎡、作物はニラ、権利区分は賃借権の設定、期間は平成29年2月3日から平成34年2月2日の5年で、10a当りの借賃は50,632円で20,000円、資料は18です。

2番、貸付人、
借受人、
申請地は土佐山田町楠目字宮ノ前2943番、地目は田、面積は452㎡、外6筆計7筆で合計3,182㎡、借受人の経営面積は34,626㎡、作物は水稻、権利区分は賃借権の設定、期

間は平成29年3月1日から平成34年2月28日の5年で、10a当りの借賃は9,428円で30,000円、資料は19です。

3番、貸付人、
、借受人、
、申請地は土佐山田町字三ツ又1059番1、地目は田、面積は3,252㎡の内2,000㎡、借受人の経営面積は0㎡、作物はネギ、権利区分は賃借権の設定、期間は平成29年2月3日から平成34年2月2日の5年で、10a当りの借賃は10,000円で20,000円、資料は20です。

4番、貸付人、
、借受人、
、申請地は土佐山田町加茂字玉岩1095番、地目は田、面積は344㎡、借受人の経営面積は9,832.67㎡、作物は野菜、権利区分は使用賃借権の設定、期間は平成29年2月3日から平成32年2月2日の3年で、資料は21です。

5番、貸付人、
、借受人、
、申請地は土佐山田町字新野2319番2、地目は田、面積は1,807㎡、外1筆計2筆で合計3,321㎡、借受人の経営面積は69,754㎡、作物は牧草、権利区分は使用賃借権の再設定、期間は平成29年3月1日から平成34年2月28日の5年で、資料は22です。

6番、貸付人、
、借受人、
、申請地は土佐山田町町田字西ノ中624番、地目は田、面積は1,224㎡、借受人の経営面積は10,117㎡、作物は水稻、権利区分は賃借権の再設定、期間は平成29年3月1日から平成39年2月28日の10年で、10a当りの借賃は9,803円で12,000円、資料は23で、賃料につきましては1俵当たり12,000円に換算しています。

7番、貸付人、
、借受人、
、申請地は土佐山田町松本字上品255番、地目は田、面積は1,014㎡、外3筆計4筆で合計3,228㎡、借受人の経営面積は145,462.92㎡、作物は水稻等、権利区分は賃借権の設定、期間は平成29年2月3日から平成34年2月2日の5年で、10a当りの借賃は10,000円で32,280円、資料は24です。

8番、貸付人、
、借受人、
、申請地は土佐山田町字東白井2265番1、地目は田、面積は1,099㎡、外1筆計2筆で合計2,189㎡、借受人の経営面積は9,741.62㎡、作物は水稻、権利区分は賃借権の設定、期間は平成29年2月3日から平成34年2月2日の5年で、10a当りの借賃は10,963円で24,000円、資料は25で、賃料につきましては1俵当たり12,000円に換算しています。

9番、貸付人、
、借受人、
、申請地は土佐山田町松本字南新竈184番1、地目は田、面積は811㎡、外1筆計2筆で合計1,837㎡、借受人の経営面積は12,418.97㎡、作物は水稻、権利区分は賃借権の再設定、期間は平成29年3月2日から平成32年3月1日の3年で、10a当りの借賃は9,798円で18,000円、資料は26で、賃料につきましては1俵当たり12,000円に換算しています。

10番、貸付人、
、借受人、
、申請地は香北町美良布字中屋敷1410番、地目は田、面積は1,472㎡、借受人の経営面積は0㎡、作物は水稻、権利区分は賃借権の設定、期間は平成29年3月1日から平成35年2月28日の6年で、10a当りの借賃は18,000円で26,496円、資料は27で、賃料につきましては1俵当たり12,000円

に換算しています。

11番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町美良布字府中275番1、地目は田、面積は1,092㎡、外3筆計4筆で合計3,246㎡、借受人の経営面積は11,171㎡、作物は水稲、花卉、権利区分は賃借権の再設定、期間は平成29年4月1日から平成35年3月31日の6年で、10a当りの借賃は24,000円で77,904円、資料は28で、賃料につきましては1俵当たり12,000円に換算しています。

12番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町永野字大田837番2、地目は田、面積は511㎡、借受人の経営面積は9,994.93㎡、作物は水稲、権利区分は使用賃借権の設定、期間は平成29年2月3日から平成39年2月2日の10年で、資料は29です。

13番、貸付人、[REDACTED]、[REDACTED]、借受人、[REDACTED]、[REDACTED]、申請地は香北町美良布字笹岡ノ南288番1、地目は田、面積は529㎡、外1筆計2筆で合計1,405㎡、借受人の経営面積は0㎡、作物は水稲、権利区分は賃借権の設定、期間は平成29年3月1日から平成35年2月28日の6年で、資料は30です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 はい、以上説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思いますが、その前に関係をする委員さんがおいでますので、ええ、[REDACTED]君の案件について質疑応答を行いたいと思います。すみません、退席をお願いしたいと思います。

—— 関係委員退席 ——

議長 ええ、それでは、すみませんが、10ページの11ページの10、11、13番、[REDACTED]君に関係してますんで、その件について皆さん方からご質問を受けたいと思いますが、何かご質問ありませんか。

—— 質 疑 な し ——

議長 格段ないようでしたら、皆さん方より[REDACTED]君の分につきまして賛成される方は挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議長 はい、どうもありがとうございました。全員賛成です。

—— 関係委員着席 ——

議長 [REDACTED]さんに報告しておきます。全員賛成でご承認いただきましたので、それでは、他の件につきまして、皆さん方よりご質問を受けたいと思いますが、何か質疑はありませんかね。

格段なかったら、4番、高知市朝倉の人がやりますわね、加茂まで。面積は344㎡、一つだけですか、他にも周辺で作りゆう。

事務局 現在はまだ1筆だけです。今、借受人の面積についてですが、こちらについては高知市農業委員会の方に問い合わせられておいてですね、全て耕作されておるとい

う回答をいただいております。

議長　　まあ、けんど朝倉から344㎡だけ作りに来るっていうのは大変やないろうかと思うんで、私のほうから質問をさせていただきました。
ええと、他に何かご質問ありませんか。

—— 質 疑 な し ——

議長　　格段なければ、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

—— 異 議 な し ——

議長　　はい、それでは、議案第6号、香美市農用地利用集積計画、売買と賃貸の分についてですが、賛成されますの方の挙手をお願いをいたします。

—— 全 員 挙 手 ——

議長　　はい、全員賛成です。ありがとうございました。
議案第7号、使用貸借終了農地返還通知についての報告案件ですが、これをお願いをいたします。

事務局　　報告第7号、使用貸借終了農地返還通知について説明します。
1番、貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、借人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町松本字ヨコテ302番、地目は田、面積は1,114㎡、外1筆計2筆で計2,224㎡、返還理由は経営縮小、終了年月日は平成28年11月30日です。以上です。

議長　　はい、以上説明が終わりましたが、この件についてもですね報告案件になるわけですが、皆さん方から何かご質問を受けたいと思いますが、何かありませんかね。
これは親子、住所が一緒やけんど、お父さんが、息子さんがお父さんに返すが、それとも逆、どっち。

事務局　　XXXXXXさんがお母さんになります。亡くなられたお父さんから息子さんが借りておってですね、まあ、相続してお母さんという事ですが、家族として経営縮小されて、多分、今後どなたかに貸していくというようなことじゃないかなと思います。

議長　　ええと、何かありませんかね。質問は。

—— 質 疑 な し ——

議長　　格段なければ、この件についても報告案件ですので、報告のみとさせていただきます。
ええ、続きまして、議案第8号、その他の件につきまして、説明をお願いをいたします。

事務局　　はい、売りたい、買いたい、貸したい、借りたいの貸したいについて説明します。
1番、住所、XXXXXXXXXX、氏名、XXXXXXXXXX、所在地、土佐山田町植字ナカノアン206番1、面積は431㎡、地目は畑、金額は無償、資料は31になります。以上です。

議長 この件についても、写真がですね3部載ってですね、詳しく説明をいただきます。担当区域は堤 昭雄君になろうかと思いますが、ひとつよろしく願いをしたいと思います。現在は耕作放棄地のように、完全に耕作放棄地、周辺もけんど耕作放棄地やね。

委員(13番) そうですね。まあ、果樹でも植えれば何とかなるかなど。草ぼうぼうです。

議長 そういう状況です、もし周辺、また買いたいとかいうような人がおいでたらですね、まあひとつ皆さん方で、口を利いていただいて繋がる人がおれば非常にありがたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

事務局 構いませんか。その他の案件でですね、前回から継続している3条の申請についてちょっと説明をさせていただきます。

前回、あの、譲渡人が■■■■■、譲受人が■■■■■さんの■■■■■の件ですが、その申請地で北側の農地の所有者の同意が必要ということで、保留案件になってましたが、同意もとれてですね、また、ここにつきましては樞ですが苗で30センチ程度というの最初から想定しておったようなので、30センチで北の方も同意をしたという事ですので、まあ、許可の方をお願いをしたいかと思ひます。

議長 この件についてはよね、前回保留にしちよったきよね、採決しなোসないかんろ。その件だけでいいかね、採決するの。

事務局 採決はその件だけです。

議長 すみません、あの前回の会で、■■■■■さんが樞を植えるという事で北側の農地について同意をいただいてなかったと、どうもそれではいかんじゃないかということで、今月採決し直すという風なことでできてます。その結果まあ、さっき言うたように同意も一応もろうちゅうと、但し樞を植えるのは苗をあっこで作るんであってあんまり大きな成木にはしないよという様なことですので、まあ、委員さんには報告をしてですね、今日は採決をしたいと思ひますが、何かその点でご質問があれば受けたいと思ひます。

—— 質 疑 な し ——

事務局 格段なければ改めて採決をしたいと思ひますので、前回の■■■■■さんの件につきまして賛成される方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議長 全員賛成ですので、どうもありがとうございます。事務局よろしく願いします。他にその他の件で。

事務局 はい、もう1件ですね、継続していた件、3条の、■■■■■さんの案件がありました、まだちょっとですね申請がまだ現在のところ出されておられませんので、引き続き保留というか継続っていうことでよろしいでしょうか。

議長 はい。

事務局 それでは、すみません。あの資料配ってる方のまずですね、農地法関係事務に係る処理基準という資料すみません。これをですね出したのは、前回、定例会の

で事務局から相談をした太郎丸の件についてですが、実際、あそこの農地については香北の委員さんが見ていただいた、申請者から相談にのったりですねしてある案件でしたが、土佐清水の方が買うということで、距離的なものちょっとと言われていたので、その処理について一応法的にどうなってるかということでもちょっと資料を提示しております。ページをめくって、この資料のページは5になりますが、赤い線で引いている部分があるかと思います。なお、以降のところ、権利取得者等の住所地から取得しようとする農地等までの距離で画一的に判断することは、今日では、権利取得者等以外の者の労働力も活用して農作業を行うことも多くなっていること、著しく交通が発達したこと等を踏まえ、適当ではない。というような事になってますので、あくまで距離だけで判断することは好ましくないという事ですので、もし今後ですね、太郎丸の申請が出ててもですね、耕作が可能と見込める場合はまあ許可と言うか出していくことになるんじゃないかと思いますので、ちょっと資料を届けさせていただきました。

議 長 まあこの件については、法人化をすとかいうようなことですね、法人の代表が極端な話、県外におってもですね地元で採用する人がおれば、その土地の農地の取得ができるという判断になろうと思います。

委員(16番) それについてはやっぱり一筆必要じゃないのかな。こういう形で放置しないという、いわゆる今言いよった形の文書がいる。

議 長 そこなところを取る取らんについては、ちょっとどういふか、そこまでするとなんか権利を侵害するようなことになるという風なことにもなるかも分からん。

委員(16番) 権利というか、こっちが心配するわけだから。

議 長 耕作放棄地にならんようにしてもらわんといかん。

委員(16番) 誰かがほんで耕作するという一筆、委員会に対しては欲しいと思うけどね。まあそれはやるかやらんか分からん、その時はそういった一筆が、まあ太郎丸の場合は息子が近くに住宅があるので管理するという一筆入れていただければ地元の委員としてはOKじゃと思うけどね。

議 長 分かりました。それは、申請が出た時にはですね、その要望をします。きちっと管理をして耕作放棄地にならないように、息子さんが隣に家建てるがね、その息子さんがかちっと管理をすることを条件にというようなことで、まあ、向こうがそれを受ける受けんは別として、一応条件は提示をさせていただきます。

委員(5番) 確かに、自分らも見に行っただけど、それ一番心配よ。そりゃあ実際問題、清水からっていうたらなんじゃけんど、息子はおるし息子は面積とかの問題もあるろうしなんじゃけんど、その荒廃地になったら周辺へ迷惑がかかる。土地を買うたらそれで農業委員会は言い様がないつか。

議 長 それを仮に耕作放棄してもよね、まあ言うたら打つ手立てがないなってくるわけよね、管理をしなさい言うても、はいします言うてもせん人もどっさりおるきよね、そこは心配するところがある、特に地元の人。

委員(5番) 周辺の農地へ迷惑するけね。

委員(15番) その土地を世話しよう方と一緒に息子さんと会って色々話をしました。自分の門先でもあるし、責任を持って管理をしますとそういう返事をいただいております。

- 議 長 そういう事であれば、うちの方からなんか文章でって言うて行っても書いても
 らえるっていう事だね。
- 委員(15番) はい。
- 推進委員
(10番) はい、すみません。そういう耕作放棄地、作らん所、今までの所もありますわ
 ね、耕作放棄地というくは。ありまする。
- 議 長 はい、はい、はい、現在もある。
- 推進委員
(10番) それを、そんなら、先にそっちをせえと言うて言われた場合はどういう対応を
 したらえいか。早くそっちからやって済ませと、それをやっからうちのほうが
 済ますと言うてそういう対応された時に、我々の対応っていうのはどんな風にし
 たらいいか。これは太郎丸の件が、それが出てくる恐れがあります。もうほんで、
 それがないようにせな、あこの地区はまこと火種のあれじゃから、何かがあった
 場合にはもう一気に燃え上がる恐れがあるき、それを前へ前へ前へ持っていかれ
 た時に我々としては対応が本当にできん事ができやせんろうかと思ひます。こ
 れ、この間も一応事務局さんの方には自分も話はしましたけど、もうそれが一番
 の心配です。
- 委員(16番) だから、一筆欲しいっていう事ですわ。
- 議 長 まあ、新しく出てきた分についてですね、今回の分についてはこういうことで
 お願いをしたいと、ただ遡ってどうこう言われてもですね、それを全部対応はで
 きんという判断は私はしますけれども、本人の言い分としたらそういう言い方を
 してくるといふ人も沢山おりますよ。
- 推進委員
(10番) そりやもう出てきます。
- 議 長 その時はその時の事ということでいかんと前へ進まんと思ひますので、またそ
 の話になったら私もまた一緒にです頭を悩ませてみたいと思ひます。
- 推進委員
(10番)
事務局 またそれは、よろしくお願ひします。
- すみません、その他の案件が多くて、次ですね、すみません。農地等の利用の
 最適化の推進に関する指針(案)というのがあります、それを。第12回の定例
 会で最初の案を配っておりまして、それにですねちょっと事務局として、推進委
 員さんの聞いた内容をちょっと取り入れて訂正したのが、この赤い字と削除した
 分になります。1ページ目には特にはないですが、2ページ以降があります。第2
 の1番のところの遊休農地のところですが、ここの面積の訂正は当初は農地面積
 は減らないということでやりましたけど、実際は減ってきてますのでその減っ
 てきている平均ていうか年数で7年掛けたものを35年の目標としています。3
 ページ目は担い手への農地利用の集積・集約化についてですが、これについても
 農地の面積、減っていくと思ひますのでそれを分母にした時にパーセントも変
 わってくるっていうことで訂正をしております。推進委員さんの意見からです
 ね、圃場整備地とそれ以外をという意見でしたが、なかなかすぐにその対応が事
 務局でできませんので、とりあえず旧町村単位で面積を区切って、分けてです
 ね、内訳としての表記をさしていただいております。文言につきましては、4ペー
 ジ(2)の②、③の取消線の部分、委員さんのほうから意見があり削除をさせて
 いただいております。あとは、3番の新規参入についての目標面積を現状の数字を
 目標にしてましたが、やっぱり新規参入については、推進していかないといいな

いということで期待を込めて数字を設定したらどうかということで直しています。その文言についてはこの取り消し線と赤字で訂正を入れておりますが、また委員さんのほうでご検討いただければいいかと思ひます。

議長 資料の説明についてはですね、みな様方に説明をさせていただきましたが、今日ここで質疑というわけにはいかんと思ひます。また、後日の会の時にですね、この件についてご質問があれば、また事務局の方にですね質問をしていただくという風なことで進めたいと思ひます。今日あのご質問をいただければありがたいと思ひます、何かありませんか。

事務局 今日、推進委員さんが来ていただいておりますので、よければ、意見等があればお願いしたいですが。

議長 推進委員さんにつきましては、格段なければまた事務局の方にでも足を運んでいただいでですね、納得のいくように納得のいかんところ等もあろうかと思ひますので、また、個別にご質問いただければありがたいと思ひますが。今日、分かる範囲で質問いただければですね、他の人も色々と参考になろうかと思ひますので、あれば出していただいで結構です。

—— 意見交換 ——

議長 本日は以上のようなことで、本日の会を閉会したいと思ひます。次回は3月2日、香北で開催します。

閉会 (14時42分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原 心一 

署名 人 公文久郎 

署名 人 三木克司 